令和８年度富山県共同利用型基幹系業務システム
データパンチ等業務委託契約書

舟橋村（以下「発注者」という。）と（受注者名）（以下「受注者」という。）とは、データパンチ業務等について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　発注者は、データパンチ等（入力済データの検査を含む。以下同じ。）業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（委託期間）

第２条　受注者は、委託業務を契約締結日から令和９年３月31日までに行わなければならない。

（委託費）

第３条　発注者は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として別紙１「データパンチ対象帳票一覧」に掲げる帳票ごとの単価にそれぞれ対応する処理件数を乗じて得た額の合計額を受注者に支払うものとする。また、料金には消費税及び地方消費税は含まれず、発注者は料金と併せて法令所定の消費税および地方消費税相当分を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第４条　受注者は、発注者の規定に基づき、申請により契約保証金の免除を受けた場合を除き、契約保証金を発注者に納付しなければならない。

２　契約保証金の金額は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

（業務実施の方法等）

第５条　委託業務の対象となる入力データの帳票は、別紙１「データパンチ対象帳票一覧」に掲げるとおりとする。

２　受注者は、発注者が作成するデータ作成マニュアルに従って委託業務を処理しなければならない。

３　受注者は、発注者の指定を受けた場所又は発注者受注者協議により決定した作業場所において委託業務を実施するものとし、その実施に必要な作業場所、コンピュータ機器その他作業に要する物品等を自己の責任において確保し、情報セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

（納入等）

第６条　発注者は、受注者が依頼する期日までに、送付内容を記載した入力

帳票送付書、入力対象帳票原本等をあらかじめ受注者に提供するものとする。

2　受注者は、発注者が指定する期日までにその指定する場所に、納入内容を記載した成果物納品書、入力データを記録した電子媒体等を遅滞なく納入し、発注者の検査を受けなければならない。

3　受注者は、前項の検査の結果合格となったときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

（再検査）

第７条　受注者は、前条第２項の規定による検査の結果、不合格のものがあったときは、発注者の指定する期限内に発注者の指示に基づき成果品を修正のうえ、発注者に提出して再検査を受けなければならない。

（事故の防止等）

第８条　受注者は、第６条第１項の規定により提供を受けた帳票原本等を発注者の指定を受けた場所以外の場所に持ち出してはならず、その管理について、万全の措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、第10条第１項ただし書きの規定により、他の者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせた場合に準用する。

3　受注者は、入力データについて事故が発生したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第９条　受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第10条　受注者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、その業務の全部又は一部について再委託（第三者（委託先が委託元の子会社（会社法（平成17 年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせることをいう。）を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の記録に残る方法による承認を受けたときは、この限りでない。

2　受注者は、前項ただし書の規定による再委託の承認を受けたときは、当該再委託の相手方に対し、第16条及び第17条並びに別記「個人情報取扱特記事項（特定個人情報対応版）」の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3　前２項の規定は、再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）が行われる場合に準用する。

4　再委託等の相手方（同条第１項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定による再委託又は再々委託の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方）の行為は、受注者の行為とみなす。

5　第１項ただし書及び第３項により再委託又は再々委託を行う場合、受注者は、発注者に対し当該再委託に関するすべての行為及びその結果についての責任を負うとともに、この契約により受注者が履行すべき義務と同様の義務を当該再委託先に対して課し、その旨を遵守させなければならない。

6　受注者は、当該再委託先に、前項の責任及び義務、管理並びに監督の具体的な手続及び方法を契約書等において明記させるとともに、業務の着手前に、その契約書等の写しを発注者に提出しなければならない。

7　受注者は、再委託を行った場合は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（委託費の支払）

第11条　受注者は、第６条第３項および第７条の規定により成果物を発注者に引き渡したときは、委託費の支払を請求するものとする。

2　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求に係る委託費を受注者に支払わなければならない。

（契約の解除等）

第12条　受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 委託業務を継続する意思がないものと認めたとき。

(3) 受注者からこの契約の解除の申し入れのあったとき。

(4) 受注者がこの契約条項に違反したとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

キ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項の場合において、受注者に損害を生ずることがあっても、発注者は、その損害を賠償しないものとする。

第13条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3)　受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条による刑が確定したとき。

（損害賠償のために生じた経費の負担）

第14条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者に契約金額の10分の１に相当する違約金を支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第12条第１項及び第13条の規定による場合
(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
３　受注者は、第１項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。
(賠償の予約)
第15条　受注者は、この契約に関して第13条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
(1)　第13条第１号又は第２号に該当するときであって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第６項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。
(2)　第13条第３号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
２　前項の規定は、委託業務完了後においても適用する。
３　前２項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第１項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
(秘密の保持等)
第16条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
２　受注者は、当該委託業務の目的以外の目的のために入力データを自ら使用し、若しくは第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
３　受注者は、発注者の承諾を得ないで入力データを複写し、若しくは複製してはならない。

４　受注者は、委託業務の実施における発注者の秘密の保持に関し、誓約書を作成のうえ発注者あて提出するものとする。

（個人情報の保護）

第17条　受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う際は、別記「個人情報取扱特記事項（特定個人情報対応版）」を遵守しなければならない。

（協議）

第18条　この契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が必要に応じて協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。ただし、契約書を電磁的記録で作成した場合にあっては、この契約書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和８年12月　日

発注者

受注者

別記　**個人情報取扱特記事項（特定個人情報対応版）**

（基本的事項）

第１条　受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第５項に規定する個人番号、同法第２条第８項に規定する特定個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報、法第２条第５項に規定する仮名加工情報、法第２条第６項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第３項に規定する削除情報等、法第 109 条第４項に規定する削除情報及び法第 116 条第１項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２条　受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（個人情報等取扱従事者等の報告）

第３条　受注者は、委託事務における個人情報等の取扱いに係る業務に従事する者（以下「従事者」という。）及び従事者の中から選任した個人情報等の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）を書面によりあらかじめ、発注者に報告しなければならない。責任者及び従事者を変更する場合も、同様とする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第４条　受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（取得の制限）

第５条　受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（個人情報等に関する秘密の保持）

第６条　受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　受注者は、委託事務の実施における秘密の保持に関し、発注者に誓約書を提出するとともに、全ての従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又

は解除された後においても、同様とする。
（持出し禁止の措置）
第８条　受注者は、発注者の指定を受けた場所又は発注者受注者協議により決定した作業場所から個人情報等を持ち出してはならない。
（従事者への周知、監督及び教育等）
第９条　受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
２　受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
３　受注者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、従事者が遵守すべき事項その他委託事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。
（複写又は複製の禁止）
第 10 条　受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。
（資料等の返還及び廃棄）
第 11 条　受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
２　受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記１の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
３　受注者は、前２項の規定に基づき資料等を返還又は廃棄したときは、返還又は廃棄した日時、担当者及びその方法等を記載した書面により速やかに発注者に報告しなければならない。
（安全確保の措置）
第 12 条　受注者は、第２から第 11 までに掲げるもののほか、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
（再委託）
第 13 条　受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵

守するよう義務づけなければならない。
2　受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
3　前2項の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。
（取扱状況の報告及び調査）
第14条　発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。
（指示）
第15条　発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。
（事故報告）
第16条　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。また、受注者は、被害の拡大防止のために必要な措置を速やかに講じなければならない。
（損害のために生じた経費の負担）
第17条　委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。
（名称等の公表）
第18条　発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。
(1)　第6条の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
(2)　第7条の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
(3)　第8条及び第 12 条の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失　又はき損したとき。
(4)　前3号に掲げる事由に相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
(5)　前4号に規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。